

令和5年第2回定例会

議案参考資料

令和5年10月31日

議案参考資料目次

議案第11号	埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について……………	1
議案第12号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第13号	令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊
議案第14号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定につい て……………	別冊
議案第15号	令和4年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出決算認定について……………	別冊

議案第 1 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について
根拠法令等	地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）
<p>【趣旨】</p> <p>広域連合の事務経費の財源は、構成する各市町村が負担する共通経費負担金が大半で、独自財源はない。</p> <p>年度ごとに広域連合で必要とする額を積算の上、各市町村に負担金を依頼し、これを財源に業務を執行し、剰余金については翌年度に精算することで全額返還している。</p> <p>このため、約 5 年に 1 度行われる後期高齢者医療広域連合電算処理システムの機器更改など、臨時の支出が生じる場合には、各市町村の共通経費負担金が大幅な負担増となっている。</p> <p>このことから、決算剰余金を原資にした基金を設置し、各市町村の共通経費負担金の年度間の負担を平準化することで、健全な財政運営を図るものである。</p> <p>【内容】</p> <p>主な制定内容は次のとおりである。</p> <p>第 2 条（積立額）</p> <p>基金として積み立てる額は、毎年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。</p> <p>第 6 条（処分）</p> <p>基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。 （2） 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。 （3） 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 （4） 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 	
施行日	令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	